

掲示

災害時における羽越河川国道事務所所管施設等の緊急的な災害応急対策業務（荒川上流右岸地区）に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記2.の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記3.(3)-1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記3.(3)-2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

令和3年7月27日

北陸地方整備局

羽越河川国道事務所長 長田 英和

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和3・4年度 災害時における羽越河川国道事務所所管施設等の緊急的な災害応急対策業務（荒川上流右岸地区）
- (2) 業務場所 羽越河川国道事務所管内（荒川直轄管理区間上流右岸 河川区域）
- (3) 業務内容 本業務は、災害時における羽越河川国道事務所所管施設等の緊急的な災害応急対策に関する支援を本公募により締結する協定に基づき実施するものである。
- (4) 工期 令和3年10月1日から令和5年9月30日まで
- (5) その他 待機指示を行った場合の待機補償を行う。

2. 技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するのを除く。）における令和3・4年度一般競争参加資格者で一般土木工事B又はC等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 建設業の許可を受けた者で新潟県村上・新発田地域（村上・新発田地域振興局管内）に「土木工事業」を有する本社があること。
なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が、上記の要件を満たしていること。
- (5) 平成18年度以降に元請として完成した工事で、羽越河川国道事務所発注の次の工事の施工実績を有すること。ただし、評定点合計が65点未満のものを除く。
河川工事における築堤工事、護岸工事、根固工事、水制工事、樋門工事、樋管工事、堰工事、揚排水機場工事
- (6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (7) 単体の実績をもって経常建設共同体で応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (8) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。
交付場所： 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課
〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1
TEL 0254-62-3211（代表） 内線 311

交付期間： 令和3年7月27日（火）から令和3年8月18日（水）までの午前9時から午後4時までとする。
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）
第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間： 令和3年8月18日（水）から令和3年8月19日（木）までの2日間とし、午前9時から午後4時までとする。

受付場所： 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課
〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1
TEL 0254-62-3211（代表） 内線 311

提出方法： 提出部数は1部とし、持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）するものとする。

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査し、別紙の技術審査基準を基に選定する。

1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a) 指名停止 (b) 契約違反 (c) 一括下請等 (d) 排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f 令和3・4年度一般競争参加資格者（令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格確認申請書受理者含む）で一般土木工事B及びC等級以外

2) 技術的要件等

- a 技術的特性 (a) 施工実績 (b) 技術者評価
- b 地理的条件
- c 出動所要時間
- d 常用労務者数
- e その他 (a) 安全、労働福祉

羽越河川国道事務所が公募する他の地区で協定締結の相手方として指名された場合は、協定締結を辞退することができる。この場合、上記3.(3)-2)の「技術的要件等」の審査で次点の者を指名する。

4. その他

- (1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して7日（「休日」は含まない。）以内とする。この場合これらを理由に以降の指名等について不利益な取扱いはしない。
- (2) 技術資料に関する問い合わせ先
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課
〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1
TEL 0254-62-3211（代表） 内線 311
- (3) 本業務の実施に係る協定締結の相手方としての指名又は非指名の通知は、令和3年9月1日を予定している。
- (4) 本業務に係る協定締結は、令和3年9月16日を予定している。

(別紙)

技術審査基準

| 評価項目 | 選定の着目点 | 3A | 2A | A | B | C |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ①地理的条件 | (1) 本社の所在地 | | | イ) 新潟県村上・新発田地域(村上・新発田地域振興局管内)に本社がある。 | | |
| ②施工実績 | (1) 同種工事の施工実績 (過去15年間) | | | イ) 平成18年度以降に元請として羽越河川国道事務所発注の施工実績がある。 | | ロ) 実績無し。 |
| ③技術者評価 | (1) 同種工事の工事経験を有する会社の技術者数 | | | イ) 平成18年度以降に元請として羽越河川国道事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名以上いる。 | ロ) 平成18年度以降に元請として羽越河川国道事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名未満。 | ハ) 工事経験がない又は資格を有する技術者がいない。 |
| ④安全・労働福祉 | (1) 安全管理に関する表彰 (過去2年間) | | | イ) 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するこことを除く。)における令和元年度、2年度(表彰年度)の表彰有り。 | ロ) 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意、警告又は指名停止の措置を受けた場合。 ハ) 表彰無し。 | |
| | (2) 建退協の加入状況 | | | イ) 加入している。 | ロ) 加入していない。 | |
| ⑤工事成績 | 北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するこことを除く。)における平成30年度、令和元年度の一般土木工事の工事成績評定の平均点。 JV時及び単体時の工事成績も評価の対象とする。 | イ) 80点以上。 | ロ) 75点以上80点未満。 | ハ) 70点以上75点未満。 | ニ) 65点以上70点未満又は実績なし。 | ホ) 65点未満。 |
| ⑥出動所要時間又は距離 | 出動所要時間と緊急的な応急対策の実施関係 | | | イ) 出動所要時間1時間未満又は20km未満 | ロ) イ)以外 | |
| ⑦建設資機材等 | 緊急的な災害応急対策の実施関係(常用作業員数)。 ※建設機械の保有状況を考慮しても良い。 | | | イ) 常用作業員10名以上。 | ロ) イ)以外 | |
| ⑧不誠実な行為・安全管理に係る措置期間終了後の措置 | 不誠実な行為安全管理に係る措置を受けた者が対象。 注) 審査日は、8月20日から8月31日の間の1日を予定。 | | イ) -2A ・審査日時点で、措置期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合。 ハ) -A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合。 | ロ) -A ・審査日時点で、イ)の期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合。 ハ) -A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合。 | | |

評価方法 (1)②、③、⑤でCが一つでもあれば非指名とする。

(2)項目①～⑧のAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、順位付けする。